

アフターコロナにおけるこれからの郊外都市のあり方に関する 調査研究支援業務受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2022年1月14日公表

1 事業の経緯、背景

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に中国湖北省武漢市で感染者が報告されて以降世界中に感染が拡大し、日本においても、感染の拡大に伴い、越境移動・夜間外出の自粛や、リモートワーク・時差出勤等が要請されることとなった。

東京都心のオフィス空室率は17か月連続で上昇しており（2021年8月時点）、鉄道各社の輸送人員は新型コロナウイルス感染症前の水準には戻っていないことから、郊外都市から都心のオフィスに通うという生活様式が変化しつつある可能性が高い。東京都の転入超過は減少傾向にあるものの、東京圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）で見れば転入超過にあるため、在宅勤務の機会が増えつつも、都心への通勤に困らない範囲での郊外に移動している状況がうかがえる。

また、リモートワークの増加により、家に求める機能に変化している。リモートワークしやすい通信環境、ワークスペースの広さを求める結果が調査から明らかになっている。新型コロナウイルス感染症を契機として増加したリモートワークは、育児や介護との両立や、決められた勤務地以外でも働くことを可能にするなど、多様な働き方の実現に繋がるため、今後も活用が求められると考えられる。

これらを踏まえ、いわゆる「アフターコロナ」において郊外都市に求められる都市機能・公共サービスなどに関し、既に顕在化しているものだけでなく、その先も見据え、町田市が取り組むべき施策の方向性について研究する。

2 契約の概要

契約件名	アフターコロナにおけるこれからの郊外都市のあり方に関する調査研究支援業務委託
履行期間 (業務実施期間)	契約締結日から2023年3月31日
履行場所	町田市が指定する又は承認する場所
委託する業務	アフターコロナにおけるこれからの郊外都市のあり方に関する調査研究支援業務委託仕様書（案）のとおり。
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	契約金額の100分の1以上の金額の契約保証金の納付を求める。 ただし、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格審査申請を行い、町田市における競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は免除。
契約代金の支払方法	契約代金は、業務完了後に一括して支払う。
契約目途額 (予定価格)	契約金額の上限は7,799,000円（消費税10%含む）とする。

※本件は、令和4年第1回町田市議会定例会において、本契約に係る予算が可決された場合に限り、契約を締結します。否決された場合は、契約を締結しません。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、分析力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況进行评估し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者とします。ただし、以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- (1) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (2) 経営不振の状態にないと認められること。
- (3) 町田市と円滑に連絡調整できる地域に本店又は営業所等があること。
- (4) 本件と類似する契約実績を有すると認められること。

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表・資料配布	2022 年 1 月 14 日（金）
(2)	参加申請書の提出	2022 年 1 月 26 日（水）正午まで
(3)	参加決定通知及びヒアリング時間等の通知	2022 年 1 月 27 日（木）
(4)	質疑の提出	2022 年 2 月 4 日（金）正午まで
(5)	質疑の回答	2022 年 2 月 9 日（水）
(6)	提出書類の作成、提出	2022 年 2 月 22 日（火）正午まで
(7)	プレゼンテーション、ヒアリング	2022 年 2 月 28 日（月）の指定時間
(8)	評価、採点	2022 年 2 月 28 日（月）
(9)	結果通知、結果公表	2022 年 3 月 3 日（木）
(10)	契約内容の調整、仕様書の決定	2022 年 3 月 11 日（金）まで
(11)	見積書の提出	2022 年 3 月 18 日（金）予定
(12)	契約書の調印	2022 年 4 月 1 日（金）

6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表・資料配布

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

① プロポーザル説明書

- ② アフターコロナにおけるこれからの郊外都市のあり方に関する調査研究支援業務委託仕様書（案）
- ③ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ④ 著作権及び著作者人格権に関する特記仕様書
- ⑤ 業務委託契約書及び約款
- ⑥ プロポーザル参加申請書（指定様式）
- ⑦ 経営不振の状態にないことの誓約書（指定様式）
- ⑧ 業務体制・業務責任者・業務担当者実績書（指定様式）
- ⑨ 類似契約実績書（指定様式）
- ⑩ 質疑書（指定様式）
- ⑪ 提案書（指定様式）
- ⑫ 見積書（様式自由）
- ⑬ 企画書（様式自由）
- ⑭ 工程計画表（様式自由）

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の方へ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

(2) 参加申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加申請書」に「経営不振の状態にないことの誓約書」、「業務体制・業務責任者・業務担当者実績書」、「類似契約実績書」を各1部添付して、2022年1月26日正午までに、政策経営部企画政策課内町田市未来づくり研究所に電子メールで送付するか、郵送又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。

なお、参加を希望する事業者が5者を超えた場合は、「業務体制・業務責任者・業務担当者実績書」、「類似契約実績書」による書類選考を行い、その得点の高い者のうち、上位5者程度を参加可とします。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 「業務体制・業務責任者・業務担当者実績書」、「類似契約実績書」には、会社名、ロゴマーク等、作成者が分かる表示は一切しないでください。 提出書類を郵送又は持参する場合は、各1部作成してください。	
書類等の名称、様式	記載内容等
プロポーザル参加申請書 (指定様式)	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。
業務体制・業務責任者・ 業務担当者実績書 (指定様式)	業務工程の管理方法や組織図等、実施体制について記載してください。 また、契約締結後に業務責任者になる予定の者が、本件と類似した契約に責任者として携わった経験がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。予定業務責任者が過去に所

	<p>属していた企業における経験等も含めます。 業務担当者になる予定の者についても、本案件に活かされる経験や実績がある場合は、記載してください。 ただし、2016年4月1日以降に完了した契約に限ります。 ※ページ数は1人につき2ページ以内とします。</p>
<p>類似契約実績書 (指定様式)</p>	<p>法人として、本件と類似した契約を履行した実績を記載してください。ただし、2016年4月1日以降に完了した契約に限ります。案件が多い場合は、代表的なものを挙げてください。 記載件数は、5件以内とします。</p>

(3) 参加決定通知及びヒアリング時間等の通知

「プロポーザル参加申請書」を提出した事業者には、参加の可否について「プロポーザル参加申請結果通知書」を電子メールで送信します。また、参加可となった事業者には、電子メールで「ヒアリング等開催通知書」を送信し、プレゼンテーション及びヒアリング等を行う日時と会場を指定します。

(4) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：【アフターコロナ】(質疑)+参加業者名+送信年月日

例：【アフターコロナ】(質疑)株式会社▲▲▲220131

(株式会社▲▲▲が2022年1月31日に質疑書を送信した場合)

(5) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

プロポーザル参加者全員へ通知後、「質疑回答書」は町田市ホームページにも同様に掲載します。

(6) 提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2022年2月22日正午までに、政策経営部企画政策課内町田市未来づくり研究所に郵送又は持参してください。郵送の場合は、期限までに必着とします。

提出書類の作成にあたっての注意事項		
<p>【共通事項】 特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。 文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。</p>		
書類等の名	記述内容、提出部数等	提出

称、様式		部数
提案書 ＜指定様式＞	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。押印は東京電子自治体共同運営の受付票の印影と同一としてください。	1部
見積書 ＜様式自由＞	様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。 ページ数の制限はありません。	1部
企画書 ＜様式自由＞	【提案内容】 本事業の目的を達成するため「アフターコロナにおけるこれからの郊外都市のあり方に関する調査研究支援業務委託仕様書（案）」の「第2章 業務（業務内容）」の1から5について具体的にご提案ください。 ページ数は全体で15ページ以内とします。	11部
工程計画表 ＜様式自由＞	業務実施スケジュールを記載してください。 ページ数は2ページ以内とします。	11部
<p>【書類の綴り方】</p> <p>※提出書類を1組ごとに重ね、左上をステープラでとめてください。</p>		

(7) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション又はヒアリングを行います。プレゼンテーション又はヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時	2022年2月28日（月） 集合時間は、ヒアリング等開催通知書で指定します。
会場	町田市庁舎 8-2 会議室
内容	始めに、提出した企画書等の内容について、20分間以内で説明してください。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。

	次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約 10 分間とします。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、3 名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

(8) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案内容ならびにプレゼンテーション及びヒアリングの状況の評価、採点し、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目	配点
見積額	5 点
企画書	65 点
プレゼンテーション	10 点
ヒアリング	10 点
工程計画表	5 点
業務体制・業務責任者・業務担当者実績	10 点
類似契約実績	5 点
合計	110 点

最高得点を取得した者が 2 者以上ある場合は、以下の順に合計点が高いものを契約候補者に特定します。

- ① 企画書
- ② プレゼンテーション及びヒアリング

いずれも同点であった場合は見積額が最も低い者とし、見積額が同額であった場合はくじ引きとします。

(9) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員に電子メールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(10) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と政策経営部企画政策課内町田市未来づくり研究所とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(11) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(12) 契約の締結

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開します。ただし、同条例第5条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがあります。
- (8) 提出された書類は一切返却いたしません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市未来づくり研究所(政策経営部企画政策課内)(町田市庁舎4階)

所在地: 〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話: 042-724-2103

FAX: 050-3085-3082

e-mail: mcity5350@city.machida.tokyo.jp